

中学生のための地域クラブ活動 推進方針

令和6年

**新潟市
新潟市教育委員会**

(本推進方針は令和6年11月時点のもので、隨時見直していきます)

目次

| | |
|---------------------|------|
| 第1章 はじめに | P.01 |
| 第2章 策定の背景 | P.02 |
| 1 少子化の動向 | P.02 |
| 2 中学生のニーズ | P.02 |
| 3 学校の働き方改革 | P.03 |
| 4 推進協議会の開催 | P.04 |
| 第3章 推進方針 | P.05 |
| 1 基本方針 | P.05 |
| 2 具体的な取組 | P.05 |
| 3 期待される効果 | P.08 |
| 4 スケジュール | P.10 |
| <参考情報> | P.10 |

第1章 はじめに

本推進方針は、令和4年12月に国が、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」）により、部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めると示したことを受け、本市の中学生の地域クラブ活動の取組に係る基本的な考え方を示したものです。

将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けた本市における基本的な方針とスケジュールなどについて記載しました。

我が国において部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進む中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校によっては、これまでのように部活動を実施することが厳しい状況にあります。

また、学校の働き方改革が進む中、教員による指導体制をこのまま継続することは、より一層厳しくなります。

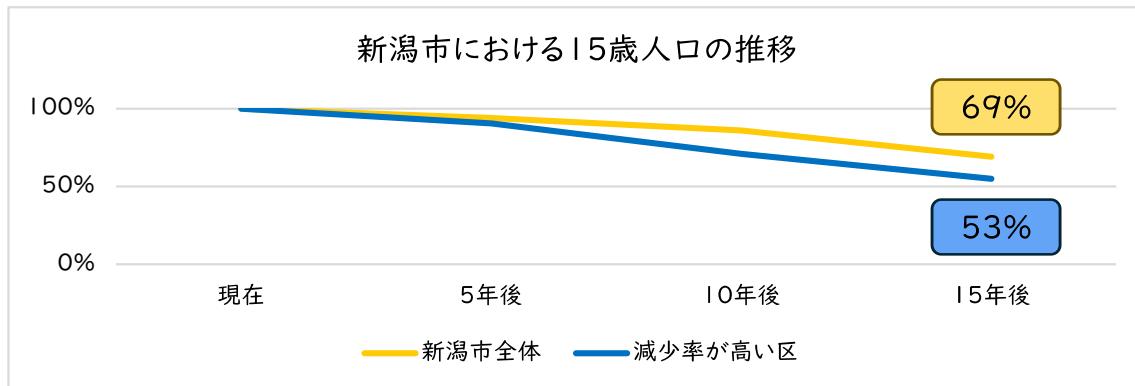
国のガイドラインが示されて以降、本市では令和5年度に有識者による「新潟市中学生のための地域運動活動・文化活動推進協議会」を立ち上げ、本市の方針について、様々な意見をいただきました。それらを受け、本市では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現していく必要があると考えています。

現在、国は「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を開催し、地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策、令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方法等について検討しています。国の動向を踏まえ、必要に応じて、本推進方針を見直していきます。

第2章 策定の背景

I 少子化の動向

市内の中学校生徒数は、平成8年には28,621人でしたが、現在（令和6年5月1日時点）は、18,669人（65%）に減少しています。今後も減少が続き、15年後には、市全体の15歳人口が30%以上減少し、特に減り方の大きい区では、約半分の人数になる見込みです。

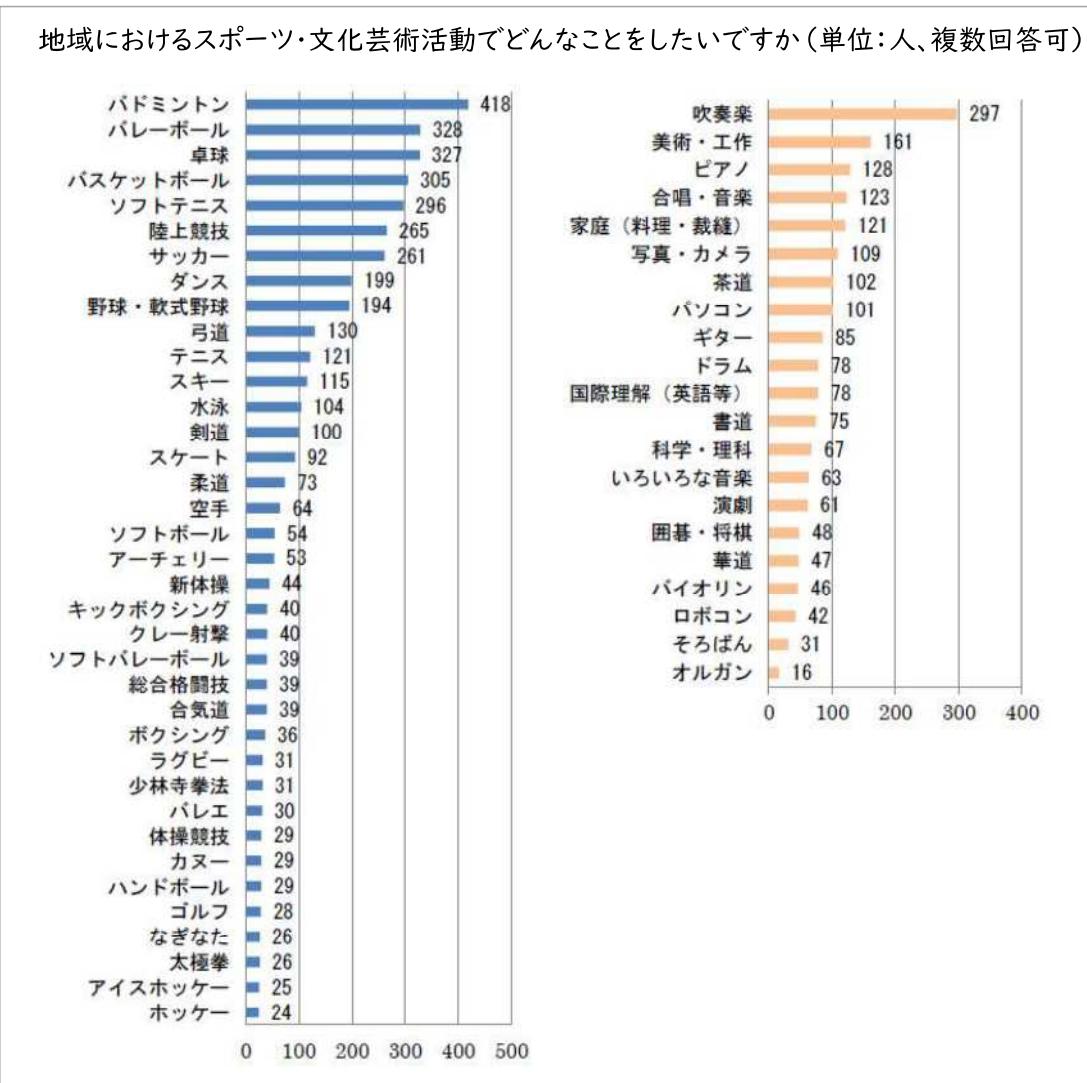


現在も、各学校に設置されている部活動数・部員が減少し、活動の選択肢が狭まつたり、十分な活動ができなかったりする状況が進んでいます。具体的には、令和4年に開催された新潟市1・2年生大会において、軟式野球では46校中20校、サッカーでは37校中8校が部員不足を理由に単独校で出場することができませんでした。

2 中学生のニーズ

令和4年12月に実施した市内中学生を対象としたアンケート（回答：5,314名）において、45%が「地域におけるスポーツ・文化芸術活動に参加したい」、34%が「わからない」と回答しています。

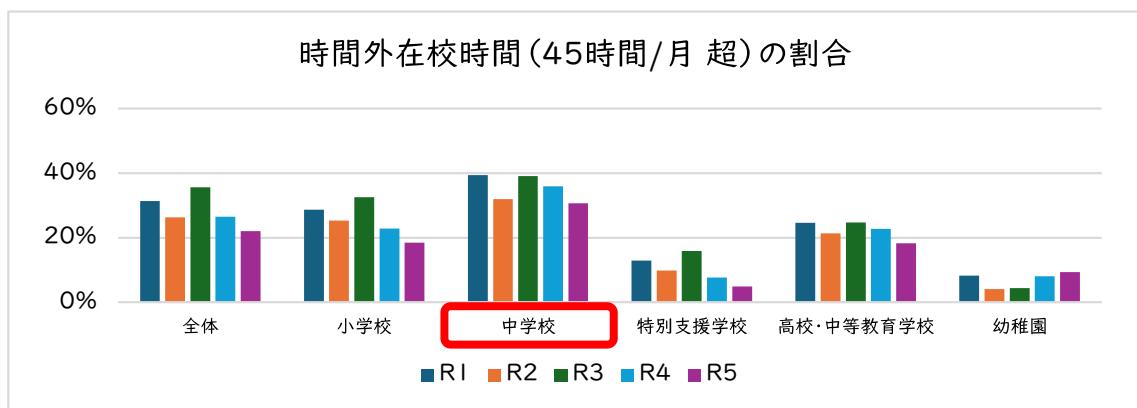
また、取り組みたい活動の上位には、バドミントン、バレーボール、吹奏楽、美術・工作等が並びましたが、市内中学校の部活動にないダンス、弓道、スキー、スケート、写真・カメラ、ギター等にも一定数の回答があり、多様なニーズがあることがわかりました。



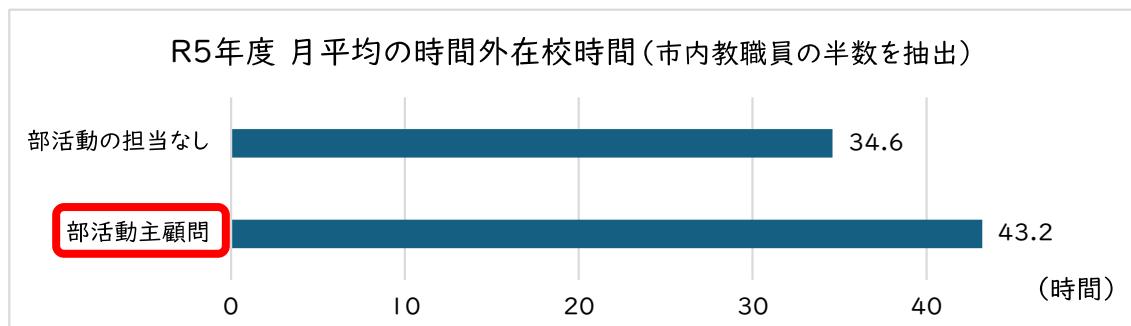
3 学校の働き方改革

部活動は、これまで学校教育活動の一環として、週休日等の活動を含めて、部活動顧問の教員による時間外勤務を伴ってきた経緯があり、学校における教員の長時間勤務の一因ともなっています。

市教育委員会の調査では、近年各学校で進められている働き方改革によって、時間外在校等時間が月80時間を超える教員の割合は減少する傾向にありますが、月45時間を超える教員の割合は、依然高い割合となっています。特に、中学校は他の校種と比較して時間外在校時間が長くなっています。



また、部活動の主顧問を担当している教員と部活動を担当していない教員の時間外在校時間(令和5年度)を比較すると、月平均で8.6時間、年間平均では103.2時間の差がありました。



さらに、学校の状況によっては教員の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に指導経験がない教員には大きな負担となっているケースもあり、改善が必要となっています。

4 推進協議会の開催

「国のガイドライン」が示されて以降、令和5年度に学識経験者や中学校長会代表、保護者代表といった有識者で構成する、「新潟市の中学生のための地域運動活動・文化活動」推進協議会を組織し、今後の本市の方向性や、指導者の資質、活動場所の確保、移動、費用の負担の発生といった想定される課題について、意見をいただきました。(令和5年4月～8月 計3回開催)

第3章 推進方針

Ⅰ 基本方針

急速な少子化の中にも関わらず、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会をつくります。

～中学生のための地域クラブ活動とは～
部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、スポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動のこと

2 具体的な取組

(1) 地域クラブ活動の推進

学校、地域をはじめ、行政、スポーツ団体・文化芸術団体、民間団体などで連携・協力し、地域クラブ活動を推進します。

学校は元より、スポーツ団体・文化芸術団体と随時情報を共有しながら、より多くの実施主体を確保し、生徒が豊かで幅広い活動ができるよう、学校を通じた周知に加え、市ホームページ、市報にいがた、チラシ等を活用し、適切に情報を発信します。

(2) 部活動のあり方の見直し

学校ごとに、令和8年度に向けて、部活動のあり方を見直します。

令和8年度以降、休日の部活動は実施せず、平日の部活動実施については、学校ごとに判断します。実施する場合、原則として教員の勤務時間内（16時45分）までとします。

各中学校の部活動のあり方の見直し状況は、体験入学や保護者説明会等の場で児童や保護者に説明します。

(3) 実施主体(活動を実際に行う組織)

地域の実情に応じて、学校と関係する組織(保護者会等)をはじめとして、既存のクラブ・チームや、地域のスポーツ団体・文化芸術団体、民間団体など多様なものを想定し、実施主体の確保に努めます。

中学生の受け皿となる、実施主体を確保するため、学校と関係する組織(保護者会等)や、既存のクラブ・チームなどに対して積極的に情報発信を行います。(クラブの立ち上げに関する内容・市の補助金制度・中学校施設の利用など)

また、子どもたちが手軽に活動を選択できるよう、タブレット端末やスマートフォンなどから、実施主体を検索することのできるシステムを整備します。

各区で、子どもたちが実際に地域クラブ活動を体験したり、指導者に質問したりする機会を設け、実施主体のさらなる周知にも努めます。

(4) 指導者

地域クラブ活動が円滑に実施できるよう、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。指導を希望する教員が、指導者になる場合もあります。

教員、部活動指導員をはじめ、スポーツ団体・文化芸術団体の指導者、企業やクラブチームの選手、社会人や大学生の競技経験者など、様々な地域の人材から指導していただけるよう働きかけます。

上記指導者と実施主体のマッチングを図るため、市教育委員会が指定する条件をクリアした指導者のリストを整備し、指導者を必要とする実施主体に対して、情報を提供します。

～指導者リスト登録の条件～

- ・ 市教育委員会が指定する指導者向けオンデマンド研修を受講していること。
(内容:①コンプライアンス ②指導者の役割、心構え ③中学生との向き合い方)
- ・ 国のガイドラインを熟読し、実践すること。

※ 大会に出場する場合には、別途資格が必要となる場合があります。

(5) 活動場所

中学校施設の利用を中心に、調整していきます。

中学校施設について、令和7年度末までの期間は、空き状況をホームページにて公開し、地域クラブが使用できるよう調整を行います。

令和8年度以降については、おおむね平日の17時～19時および休日の9時～19時を実施主体が優先利用できるよう、準備を進めます。

また、公共施設の利用のあり方については、国の動向を踏まえつつ、本市の公民館や文化施設、スポーツ施設など各施設の利用機会の公平性や子どもたちの健全育成と教育振興を考慮して検討していきます。

(6) 地域クラブの設立支援

地域クラブが、生徒や保護者などの理解を得ながら、円滑に設立できるよう、クラブ設立に係る経費の支援を行います。

本市独自の補助金制度（指導者謝金・指導者の研修受講料に対する補助）を運用し、円滑な実施主体の設立を支援します。

なお、活動場所への移動や、会費などについては、自己負担を基本とし、参加する生徒の保険等についても、各地域クラブもしくは各生徒で加入することとします。

(7) 地域クラブと学校の連携

地域と学校が連携しながら地域の子どもを育てていけるよう、活動状況などに関する情報を必要に応じて地域クラブと学校で共有します。

各学校において、関係する地域クラブの活動方針、活動状況などを共有し、生徒などからクラブ加入に関する相談があった際は随時情報提供等を行います。

(8) 大会・コンクール等への働きかけ

多種多様な地域クラブが分け隔てなく大会やコンクールに参加できるよう、競技団体などの主催者に働きかけを行います。

主に中体連大会に関して、全国中学校体育大会の動向も注視しつつ、参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブも参加できるよう、中学校体育連盟や、

文化・芸術団体などと連携・情報共有します。

(9) 新しい種目や活動、新しい参加のかたち

これまで学校の部活動では実施されていないような活動や種目へアプローチを行うとともに、様々な形で生徒が参加できるような仕組みを整備します。

部活動では行われていなかったスポーツや文化芸術活動等も選択できるよう、関係団体への働きかけや団体リストの整備を行います。

また、大会やコンクール等での好成績を目指す以外にも、気軽に友達と楽しむなど、個人の目的に合った活動を選択でき、日によって異なる活動に参加したり、シーズンによって活動を変えたりできることを周知していきます。

3 期待される効果

地域クラブ活動の推進は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民やスポーツ団体・文化芸術団体にとってもより良い環境となることを目指すものであり、次の効果が期待されます。

(1) 生徒にとっての効果

- 自分の好きな活動に参加できる
 - ◇ 自分の目的に合った活動を選択することができ、部活動にはなかった競技や活動へ参加することができる
 - ◇ 複数のスポーツ・文化芸術活動に参加することができる
- 学校内外の中学生や大人たちと関わることによる、人間関係の構築や社会性の伸長、郷土愛の醸成
- 人数不足により、部活動では組めなかったチームの結成
- 中学校入学前から在学中、卒業後も活動を継続できるなど、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保
- 競技経験や専門性のある指導者からの指導

(2) スポーツ団体・文化芸術団体、地域にとっての効果

- 広く会員を募ることができる
- 小学生から切れ目のない指導ができる
- 地域における様々な活動が多世代交流の中で行われることによる活動の活性化が期待できる
- 地域の指導者やスポーツ・文化芸術愛好家の活躍する機会が増え、生きがいや健康増進につながる
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するなどの好循環が期待できる

(3) 学校や教員にとっての効果

- 教員の時間外在校時間の減少や業務負担の軽減につながる
- 教員は、今まで以上に授業の準備や教材研究などに取り組むことができ、学校の教育活動が充実する

4 スケジュール

「中学生のための地域クラブ活動推進」に向けたスケジュール

| 内容 | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | |
|---------------------------------|--|----|-----|----|-------|----|------|----|-----------------------|----|-----|----|
| | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 |
| 地域クラブ活動に関する情報発信 | | | | | 随时発信 | | | | | | | |
| 体験会 (区ごとに開催) | | 実施 | | | | | 実施予定 | | | 検討 | | |
| 新入生(児童)への説明 | 体験入学・保護者説明会などを随时開催 | | | | | | | | | | | |
| 中学校の部活動 | 学校ごとに部活動のあり方について方針を決定 | | | | | | | | 平日:学校が判断 最長16:45まで | | | |
| | | | | | | | | | 休日:実施しない | | | |
| 実施主体・指導者の確保 (団体リスト・指導者リスト作成) | 各団体へ協力依頼・情報発信 リストを随时更新し、市のホームページに掲載 | | | | | | | | | | | |
| 補助金等の交付 | 随時申請受付 → 交付 | | | | 実施予定 | | | | | | | |
| 中学校施設の利用調整 | 部活動と併用 | | | | | | | | 運用 | | | |

<参考情報>

【市】新潟市中学生のための地域クラブ活動

<https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ngt-chiikiiko/index.html>

【国】学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

スポーツ庁・文化庁(令和4年12月)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oirpara-000026750_2.pdf